

「脳損傷、硬膜下血腫」受傷後の競技復帰の同意書についての説明（担当医師向け）

日本ラグビーフットボール協会（JRFU）は、「脳損傷、硬膜下血腫」を受傷したプレーヤーの競技復帰について以下の通達を2022年8月5日付で発行しました。この説明書は「競技復帰の同意書」を作成していただく担当医師向けの説明書となります。

脳損傷や硬膜下血腫を生じた際は、原則として、競技・練習に復帰すべきでない。ただし、競技復帰を希望する者に対しては、頭部外傷に関する専門性を有した医師の判断により復帰の機会を設ける。競技復帰希望者は、受傷6ヶ月以降、所定の書式を用いた報告（意思確認書）を都道府県協会から支部協会を通じて日本協会安全対策委員会に提出する。

- ・頭部外傷に対する専門性を有した医師とは原則として脳神経外科専門医を指します。
脳神経外科専門医は現状の国内の医師において同意書作成にあたり最適と判断します。
- ・「脳損傷、硬膜下血腫」受傷後の競技復帰に関する所定の書式とは以下の3つになります
 - ① 競技復帰の意思確認書（競技復帰希望者→チーム責任者宛）
 - ② 競技復帰の意思確認書（競技復帰希望者→所属都道府県協会宛）
 - ③ 競技復帰の同意書（担当医師→所属都道府県協会宛）

①②③は一組にされ、所属都道府県協会から支部協会を通じて日本協会安全対策委員会へ提出されます。
- ・競技復帰の同意書には以下の記述があります。
 - 本申請者は、上記頭部外傷後に、加療・経過観察期間を経て、複数回のCT/MRI検査を実施したのち、神経障害の所見及び症状が消失していることから、コンタクトを含むラグビー競技の復帰に問題がないと判断します。

「ラグビーの競技復帰に問題がない」との判断については以下の文章を参考にして下さい。

2013年12月16日には日本脳神経外科学会からスポーツによる脳損傷を予防するための提言が出され、スポーツによる脳損傷について国民が知っておくべき必須の事項の一つとして「脳損傷や硬膜下血腫を生じた時には原則として、競技・練習に復帰するべきではない」と示されました。

同年の神経外傷誌 1)の、頭部外傷における脳神経外科医の対応では、器質的頭部外傷からの復帰については個別の症例に応じた適切な対応を検討すべきであろう、とされています。その後脳振盪とは異なり脳損傷や硬膜下血腫などの器質的頭部外傷（structural brain injury=SBI）を受けた選手の競技復帰基準や

その方法についての一般的なコンセンサスはでていません。

2021年にはスポーツ頭部外傷専門家による競技復帰の可否についてのレビューが Neurosurgery 誌 2) に掲載されました。ここでは一概に復帰不可ではなく、年齢や状態により復帰時期に制限をかけて復帰可能とする意見が比較的多くみられました。

そのような中で日本ラグビーフットボール協会は、数は少ないながらも選手個人の要望を無視しないものとして、今回、器質的頭部外傷を受けた選手に対して全面的な復帰禁止から復帰希望を排除しないとの立場に変えました。ただし無条件に復帰を促すことはできませんので、頭部外傷に詳しい脳神経外科の専門医資格を有する先生に復帰に関する同意書を作成していただくこととしました。

③の同意書作成にあたりましては、①復帰希望者からチーム責任者宛の意思確認書、②所属都道府県ラグビー協会宛の意思確認書をご覧ください、無理のない範囲での作成をお願い致します。

JRFU 安全対策委員会内には同意書作成にあたり、先生方と相談する窓口を設けていますので、必要に応じてご連絡下されば脳神経外科医をはじめとした委員が対応致します。

- 1) 永廣信治 他. 頭部外傷における脳神経外科医の対応 -ガイドライン作成に向けた中間提言- 神経外傷 36, 119-128, 2013.
- 2) Zuckerman SL, et al: Sport-related structural brain injury and return to play: Systematic review and expert insight. Neurosurgery: 88(6): E495-E504, June 2021.

以下、補足になります。

- ・ JRFU 安全対策委員会が、同意書作成医師による競技復帰の同意を反対することの可否
 - JRFU 安全対策委員会は、担当医師による同意に反対することはなく、所定の手続を行った選手の復帰を拒否しません。
 - また担当医師が同意しない場合には選手の競技復帰を推奨することはありません。
- ・ JRFU 安全対策委員会の担当委員に関する制限
 - JRFU 安全対策委員会内で復帰の可否を討議検討することはないため、安全対策委員会委員は同意書作成の担当医となり得ます。また同意書を作成しようとする担当医師から、競技復帰に関する相談を受けることができます。

以上